

令和3年度県北自動車関連産業女性活躍推進事業費補助金2次公募要領

1 目的

この事業は、県内北部の自動車関連産業事業者が行う女性従事者の就労環境の改善等に寄与する取組に対し、その経費の一部を助成することにより、女性の採用促進や定着率の向上を図ることを目的とする。

2 対象事業者

この事業の対象事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする

- (1) 県内北部の自動車関連産業（※1）に従事していること。
- (2) 大分県内に営業所を有すること。
- (3) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号（※2）に規定する会社であること。
- (4) 「女性活躍推進宣言」の宣言者もしくは今後宣言することを確約する者であること。

（※1）「県内北部の自動車関連産業」とは、大分県中津市、豊後高田市、宇佐市内で自動車関連部品の製造及び付随する生産設備の設計・製造・販売、搬送等に関するものをいう。

（※2）資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業、その他の業種に属する事業を主たる事業として営むもの。

3 補助対象事業

別表に掲げた、女性の採用や活躍を推進する事業

※補助事業の実施にあたり、工事の発注並びに物品及び役務の調達を行う場合には、県内に事務所又は事業所を有する中小企業・小規模企業者に発注するよう努めること。

4 補助対象経費

別表に掲げる経費のうち、大分県知事が必要かつ適当と認めるもの

※ただし、消費税抜額で積算すること。

5 補助率

補助対象経費の1/2以内

※コース(1)～(3)の組み合わせも可。ただし、予算の範囲内274千円が上限。

- | | | |
|--------------|--------|------------|
| (1) ハードコース事業 | (設備改善) | 上限額 274 千円 |
| | (装備改善) | 上限額 200 千円 |
| (2) ソフトコース事業 | | 上限額 100 千円 |
| (3) 情報発信事業 | | 上限額 200 千円 |

※補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

6 事業実施期間

交付決定の日から令和4年3月31日まで

7 公募期間

令和3年11月30日（火）から令和3年12月28日（火）17時（必着）

8 応募方法

実施計画書（様式1）及び添付書類を、大分県北部振興局地域創生部まで郵送または持参により提出すること。（様式を含む補助金交付要綱、事業実施要領は大分県北部振興局ホームページに掲載。）

9 審査、採択

申請のあった事業について、必要に応じて個別にヒアリング等を行うとともに、「補助金選定委員会」（1月上旬開催予定）において事業効果等を審査の上、予算の範囲内において採択決定を行う。

また、審査の過程において、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合があるとともに、交付決定にあたっては、実施方法などについて条件を付す場合がある。

10 情報公開

採択した事業の内容については、その概要をホームページ等で広く公表する場合があることに留意すること。

11 申請書類の提出先（問い合わせ先）

大分県北部振興局地域創生部 担当：山岸

〒879-0454 宇佐市大字法鏡寺 235-1

TEL：0978-32-1373 FAX：0978-33-4322

北部振興局ホームページ URL：https://www.pref.oita.jp/soshiki/11612/

別 表

事業実施主体	補 助 対 象 経 費	補助率		
次の要件にいずれにも該当。 1. 県内北部の自動車関連産業に従事していること。 2. 大分県内に営業所を有すること。 3. 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する会社であること。 4. 「女性活躍推進宣言」の宣言者もしくは今後宣言することを確約する者であること。	1. ハードコース事業 県内の本社・営業所・工場における、就労環境の改善に要する経費（設備の設置、改修、整備に係る工事費等、装備のための備品・消耗品等の購入費等）	2分の1以内	(設備改善) 上限額27.4万円 (装備改善) 上限額20万円	コース1.～3.の組み合わせも可。 ただし合計27.4万円を上限額とする。（千円未満切捨て）
	2. ソフトコース事業 就労環境改善のための就業規則の整備、見直し等に要する経費（社会保険労務士等に支払う謝金、旅費（日当は除く）、調査研究等に必要な委託料、交通費、会場使用料等）		上限額10万円	
	3. 情報発信事業 就労環境改善等の取組を行っている企業が実施する、自社情報の発信に係るホームページ作成又は改修等に要する経費（ホームページ作成業者へ支払う作成又は改修の委託料、資料情報収集代、研修会等受講料等）		上限額20万円	
	・振込に係る手数料は対象外とする。			